中山前議長 政活費不正支出問題

仙台市民オンブズマン
弁護士　石上雄介

すでに報道でご承知のとおりかと思いますが、平成２８年６月１５日に安部孝元宮城県議会議長が自身の政務活動費不正支出問題を理由として議長職を辞任し、その後就任した中山耕一前宮城県議会議長も自らの政務活動費不正支出問題を理由として１１月２５日に議長職を辞任しました。

オンブズマンでは、宮城県議会に対し、政務活動費にかかる領収証のインターネット公開制度を導入するよう求めてきましたが、政務活動費制度の改革の機運をさらに高めるためにも、安部元議長の後継である中山前議長の政務活動費の使途を徹底的に洗い直して、宮城県議会に問題提起を続けていくこととしました。

中山前議長については、自身の事務所に関する政務活動費の支出状況もさることながら、中山前議長が自由民主党・県民会議の幹事長を務めていた平成２５年１１月以降の自由民主党・県民会議の政務活動費の支出状況についても不正が疑われるものが目に付きました。会派支出であることから金額も大きいものでした。そこで、政務活動費の制度改革に後ろ向きな自由民主党・県民会議の姿勢を厳しく問う意味も込めて、中山前議長が自由民主党・県民会議の幹事長であったときの政務活動費の不正な支出を取り上げることから追及を開始しました。

この間の時系列は以下のとおりです（２頁参照）。

１　会派人件費問題について

⑴　自由民主党・県民会議では、会派控室で勤務する職員について、従前より人材派遣会社Ａ社、Ｂ社からそれぞれ１名ずつ合計２名の派遣を受けていました。もちろんその人件費は政務活動費から支出されていました。

しかし中山前議長が平成２５年１１月に自由民主党・県民会議の幹事長に就任すると、年度末である平成２６年３月にＡ社との派遣契約を打ち切って、中山前議長の妻が唯一の取締役を務める株式会社Ｋ＆Ｋコンサルティングと派遣契約を締結して、会派控室の職員の派遣を受けるようになりました。Ａ社、Ｂ社とは異なり、Ｋ＆Ｋコンサルティング社に対しては、政務活動費から賞与、社会保険料が支払われるし、社会

オンブズマン
No.45 ／2016年12月15日（木）
発行　仙台市民オンブズマン
仙台市民オンブズマンタイアップグループ
〈事務局〉　仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル4F
宮城地域自治研究所内
TEL（022）227−9900　FAX（022）227−3267
http://sendai-ombuds.net/
e-mail:s-ombuds@nifty.com

年月日	会派人件費問題	パソコン購入費問題	その他の不正支出	県議会の動き
平成28年 6月15日				中山耕一議員が宮城県議会議長に就任
8月1日	住民監査請求提起			
8月30日	監査委員に意見陳述			
9月1日		公開質問状提出		
9月15日				宮城県議会の議会改革推進会議において、平成29年度分から政務活動費に係る領収証のインターネット公開を決定
9月26日		・自由民主党・県民会議が公開質問に対する回答書提出 ・中山前議長がマッサージチェア購入費に政務活動費を充てていたことを公表		
9月30日	監査結果（請求棄却）			
10月13日		住民監査請求提起		
11月2日		監査委員に意見陳述		
11月21日			・中山前議長が代行料金を水増し請求して政務活動費を支出していたことが発覚 ・中山前議長に対して不正支出の原因究明と人件費の支出状況について公開質問状を提出	
11月25日				中山前議長が辞任
11月28日				中嶋源陽新議長が政務活動費の運用手引を検討する組織を発足させる意向を表明
12月5日		自由民主党・県民会議が、パソコン購入費用の半額である840万円を返還	中山前議長が、妻に対する人件費について、結婚前は政務活動費から支出していたことを認める旨を記載した回答書を提出	

保険手続費用なる名目での支払いもなされていました。

オンブズマンでは、中山前議長が幹事長としての決定権限を行使して、妻との間に、自由民主党・県民会議とＫ＆Ｋコンサルティング社を介在させて、政務活動費を自らの懐に流れ込む仕組みを作ったものと考え、８月１日に住民監査請求を提起しました。

⑵　これに対し、中山前議長は、従前Ａ社から派遣を受けていた会派控室職員の待遇改善（特に社会保険の問題）のためにＫ＆Ｋコンサルティング社に移籍させただけであること、自由民主党県民会議からＫ＆Ｋコンサルティング社に支払われた政務活動費は全額職員に支払われており、自らの懐には政務活動費は流れ込んでいないことを主張して争ってきました。

オンブズマンでは、監査委員に対し、政務活動費の流れを源泉徴収票等の客観証拠に基づいて精査するよう求めましたところ、監査委員は源泉徴収票や通帳の記録から中山前議長の懐には政務活動費は流れていないと判断しました。オンブズマンとしては、なぜわざわざＫ＆Ｋコンサルティング社に政務活動費が流れる仕組みが作られたのか納得のいかないところはありましたが、中山前議長が蓄財をしたと言えるだけの証拠を押さえることは困難であると考え、住民訴訟を提起することは選択しませんでした。

２　パソコン購入費問題

⑴　中山前議長が自由民主党・県民会議の幹事長であった平成２６年３月２０日に、自由民主党・県民会議は、中山前議長の黒川選挙区（大和町・富谷町・大郷町・大衡村）内の事務用機械器具販売会社から、デスクトップパソコン・プリンタ等周辺機器等一式３３台分を購入し、購入代金計１３１９万余を政務活動費から支払っていました。

オンブズマンでは、議員はそれぞれの判断で必要なパソコンを購入しているはずであるから、自由民主党・県民会議がまとめてパソコンを購入する必要はないはずではないか、年度末に余った政務活動費を使い切っただけではないか、さらには中山前議長は選挙区内の業者の利益を図ったのではないか等の疑問を持ちました。そこで、パソコンの用途等についての公開質問を経たうえで、１０月１３日に、平成２５年度にもまとめ買いされたノートパソコン、ipad等の購入費も含めた計約１８００万円について住民監査請求を提起しました。

22日(火曜日)

宮城県議会・政活費不正

中山議長が辞意

白紙領収書で過大請求

2代続け引責

自浄能力の欠如

混乱

失墜

わずか5カ月

中山・県会議長

政活費不正

議員

宮城県議会 政活費

全額返還650円

11月22日(火曜日)

9月２６日には中山前議長の妻がマッサージ機を購入した際に再発行を受けた領収証を、パソコン購入の際に発行された領収証であると申告し、マッサージ機購入費について政務活動費を支出していたことが明らかになりました。

また、１１月２１日には、中山前議長が自動車の代行運転を利用した際に代行業者から白紙の領収証を受け取って、中山前議長の妻が虚偽の金額を記入し、政務活動費を水増しして受け取っていたことがＮＨＫの取材で発覚しました。

このように虚偽の内容を記載した領収証を用いて政務活動費を受け取っていたことが立て続けに発覚したことから、中山前議長は重い政治責任を問われ、議長職辞任に追い込まれるに至りました。

⑵　これに対し、中山前議長及び自由民主党・県民会議は、まとめ買いしていたパソコンについては各議員に貸与しており、政務活動のために使用されていると反論してきました。しかし、ＴＢＳの報道番組「ＮＥＷＳ２３」が自由民主党・県民会議の元議員に直接取材したところ、元議員は、各議員の説明も聞かず一方的に購入が決定されたこと、会派から貸与されたパソコンについては廃棄したものもあることなどを証言しました。

このように、中山前議長らの反論の妥当性が問われる証言が存在することから、中山前議長らの対応が注目されていたところ、自由民主党・県民会議は１２月５日に購入費の半額の８４０万円を県に返還しました。

今後オンブズマンとしてどのように対応するのかについては、12月12日に出された棄却決定を踏まえて検討してまいります。

３　中山前議長個人の政務活動費の不正支出について

中山前議長の幹事長時代の自由民主党・県民会議の政務活動費の不正支出問題以外にも、中山前議長個人の政務活動費の不正支出の問題も随時発覚しました。

４　まとめなど

以上の問題を追及している間に、オンブズマンが求めていた領収証のインターネット公開制度の導入が決まりました。

議長職にあった議員の不正支出問題が立て続けに起こったことから、当面はどうしても政務活動費が不正に支出されていないかという猜疑心でネット公開された領収証をチェックすることになると思います。しかし、単に不正を見つける目的でネット公開制度を運用するようでは議員が大きく育たないように思います。村井知事一強の宮城県政において、しっかり行政と対峙していくためには県議会議員が大きく育たないといけません。今後は政務活動費について、マイナスの側面だけでなくプラスの側面にも目を向け、良い政務活動費の使い方をしている議員は誰なのかを見極めるとともに、良い政務活動費の使い方をするよう議員を誘導し育てていくことも必要になってくるのではないかと思います。

せっかく導入されるインターネット公開制度をどのように運用するか、この制度を運用することによって何を達成できるのか、制度の可能性を柔軟に考えていきたいと思います。

県議会 政務活動費ネット公開実施へ

仙台市民オンブズマン事務局長
弁 護 士 畠 山 裕 太

政務活動費を適正にするには、「見られている」意識を持ってもらうのが一番よい、ということでオンブズマンでは平成２７年のフォーラムに始まり、議員候補者にアンケート実施、平成２８年２月に宮城県議会に政務活動費をネット公開するよう請願、４月と７月に議会で意見陳述するなどネット公開のメリットをアピールし続けてきました。

当初、自由民主党・県民会議がネット公開に否定的でしたが、９月１４日、自民会派もネット公開を容認する方向に方向転換。ネット公開実現の見通しとなりました！東北６県では初、ということになるようです。

残念ながら会計帳簿はネット公開の対象にならないようですし、またネット公開は万能な訳ではありません（巧妙な書類の偽造などには対処できませんのですべての不正が明らかになるわけではありません）が、「見られている」意識を持ってもらい、少しでも適正な支出につながることを祈ります。

余談ですが、この件でラジオ出演（ＮＨＫ「ゴジだっちゃ！」平成２８年９月３０日）もさせていただきました。

安部孝県議の政活費文書非開示処分に対する異議申し立て却下 訴訟提起へ

仙台市民オンブズマン
弁 護 士 坂 野 智 憲

仙台市民オンブズマンは、平成２８年２月８日、宮城県議会議長に対し、安部孝県議政活費文書の一部を不開示とした決定を取り消すよう異議申立をしました。本件不開示となった文書には、安部議長が政務調査費から支出した事務所の家賃の支出相手や政務調査業務従事費･委託費の支出相手の個人名、住所、私印の印影、口座情報が含まれています。仙台市民オンブズマンは安部議長の家賃や政務調査業務従事費・委託費の支出が違法ないし不当であると考えています。これらの支出が適正になされていたかどうかを検証する最も簡明な方法は、支出の相手方に直接その内容を確認することです。しかし支出相手の個人名、住所が不開示とされれば調査のしようがありません。そこで不開示決定を取り消すよう異議申立をしたわけです。

しかし異議申立について諮問を受けた宮城県議会情報公開審査会は、本年１１月８日付けで「宮城県議会議長が行った公文書の部分開示決定は妥当であると」と答申しました。この答申は、全国的に文書偽造を含め、あらゆる手段を駆使して政活費を不正に受給し続けている地方議会議員の実態に目を背け、ほとんど理由らしい理由も付けずに議長の判断に盲従したものです。こんな審査会は情報公開審査会の名に値せず、存在自体が税金の無駄遣いというものでしょう。

仙台市民オンブズマンは安部孝県議の政活費文書非開示処分について取消訴訟を提起する予定です。

地下鉄東西線で仙台市に質問

仙台市民オンブズマン
弁　護　士　**小野寺　信　一**

１２月５日の河北の朝刊の一面に「仙台東西線開業１年」「轍の起伏」「外れた予測　検証先送り」との記事が出た。

開業から今年１０月までの月別１日平均利用者数（速報値）が１日平均約４万９０００人で、開業時に見込んだ１日８万人の約６割にとどまることを紹介した後の次の一文を感慨深く読んだ。

「４万９０００人という数字は、東西線の建設差し止め訴訟（２００３～０８年）で原告の仙台市民オンブズマンが主張した利用者予測（１日４万９０００人～６万人）と合致する。１年間で最多だった今年の６月の１日約５万３２００人も、この範囲内にある。「開業後、どちらの予測が正しかったか判断するしかない」。オンブズマンが当時語った敗訴の弁は今、皮肉な現実となって市に突き刺さる。」

敗訴が確定した時、そのようにコメントし「１０年間健康に気をつけて、開業の日を見届けなければならない」と決意した記憶があるからである。

オンブズマンは１１万９０００人の４割にとどまった理由を２回仙台市に質問したが、この記事にあるとおり仙台市は検証を先送りし、確たる回答を拒否している。４割にとどまった理由を曖昧にしたまま赤字補填のため税金をつぎ込むことを阻止するためにどういう手を打つか、目下検討中である。

平成20年度

仙台市議会政務調査費控訴審判決

仙台市民オンブズマン代表
弁　護　士　**原　田　　憲**

平成２８年６月２２日、仙台高等裁判所第３民事部（中山顕裕裁判長）は、仙台市長に対して、計２１，２６４，６５３円の返還を請求するよう命じた原判決を変更し、計１８，０９２，８９４円の返還を請求するよう命じました。

オンブズマンが指摘した約２８８９万円について、その約６４％に当たる額が違法であったと認めており、総論部分については、原判決が維持され、市民感覚を踏まえた判決と評価できます。

一方で、高裁判決は、人件費に関して会派職員雇用費補助を専ら政務調査活動以外の部分に充当することや旅費の定額方式を安易に容認した点については不満の残る内容です。平成２０年度訴訟は、現在係属している他の政務調査費訴訟の先鞭をつける訴訟です。仙台市は上告受理申立しておりますが、確定すればその影響は大きいと言えます。

仙台市長が上告

政調費支出「市議会会派 不服」

仙台市議会に交付された2008年度の政務調査費（政調費）に違法な支出があるとして、仙台市民オンブズマンが当時の5会派に計約2889万円の返還を請求するよう命じた仙台高裁判決で、仙台市長は上告した。

6月22日の高裁判決は「議員活動のみに政務調査活動が限られるべきだ」

高裁判決 1810万円返還

不当利得

1810万円返還命

仙台市議会政調費 300万円

仙台市議会政調費支出

仙台市議会は、訴訟が係属していることを口実にして、長年に渡り、政務活動費制度の改正を怠り違法支出を続けてきました。この判決を契機として、仙台市議会が速やかに市民の納得できる制度改正に取り組むことを期待しています。

平成23年度（平成23年9月～平成24年3月）
政務調査費返還請求訴訟
～平成29年1月31日に判決です!～

仙台市民オンブズマン事務局次長
弁　護　士　**渡　部　雄　介**

仙台市民オンブズマンは、平成２３年９月から平成２４年３月までに、仙台市議会の各会派等に対して支出された政務調査費のうち、合計１７８３万６９１２円について、違法な支出であるとして、仙台市に対して返還を求めています。

平成２８年７月５日(火)と７月２０日(水)の両日、仙台市議会議員に対する証人尋問が実施され、自由民主党の西澤啓文議員、加藤和彦議員、佐藤正昭議員、市民フォーラム仙台の日下富士夫議員、復興仙台の鈴木勇治議員、公明党仙台の菊地昭一議員、社民党仙台の小山勇朗議員、みんなの党の柳橋邦彦議員、それから大泉鉄之助議員に対する尋問が行われました。尋問では、会派控室の利用状況が明らかにされたり、中身のない調査旅行の実態が明確になったりと、有意義なもので、大きな成果を上げることができたと感じています。

皆様には、２日間にわたる長時間の尋問だったにもかかわらず、たくさんの方に傍聴いただきました。深く御礼申し上げます。

判決は平成２９年１月３１日午後１時１５分に言い渡される予定です。こちらも是非ご注目ください。

平成23年4月から8月までの政務調査費訴訟について

仙台市民オンブズマン
弁　護　士　**石　上　雄　介**

仙台市議会議員の平成２３年４月から８月までの政務調査費の支出について平成２６年２月１４日付で仙台地方裁判所に提起した住民訴訟は、仙台地方裁判所第３民事部において審理が進められて主張整理が終了し、平成２９年４月１３日（木）午前から午後にかけて証人尋問が行われることとなりました（実施時間は未定です)。本訴訟の尋問では以下のように関心を惹くテーマがありますので、ぜひ傍聴していただきますようお願いいたします。

本訴訟の証人尋問では、これまでの政務調査費訴訟で問題となってきたのと同様に、会派控室、個人事務所の経費、人件費の按分割合の妥当性を問うべく、会派控室、事務所の使われ方について切り込む尋問も行われることと思います。ただこの会派控室、事務所の問題以上に関心を惹くのが、選挙期間ないしその直前期の政務調査費の使われ方です。多くの議員の皆さんは、選挙期間直前期となっても普段と変わらない政務調査費の遣い方をしているようです。議員の皆さんは、自分が当選するのかどうか気にせず仙台市民のために政務調査に力を尽くす「無私の日本人」なのかどうか。それとも普段から選挙期間直前期と同じような活動をしているのかどうか。議員の活動の実態をしっかり突く尋問を行いたいと思います。

平成24年度 政務調査費返還請求訴訟

仙台市民オンブズマン
弁　護　士　宇　部　雄　介

昨今、各地で政務調査費をめぐる様々な不正が明らかとなり、適正な支出のための市民によるチェックが、ますます期待されています。

仙台市民オンブズマンは、平成２４年度に仙台市議会の各会派等に対して支出された政務調査費のうち、合計５８３８万６２５１円について、違法な支出であるとして市に対して返還を求めています。

これまでの訴訟と同様、本訴訟においても、経費はきちんと按分すべきであり、全額を政務調査費から支出することは許されないとの立場から、平成２０年度仙台市議会政務調査費の地裁判決で示された基準に基づいて判断されるべきとの主張をしています。また、本訴訟提訴後の２０１６（平成２８）年６月２２日、平成２０年度仙台市政務調査費について控訴審の判決がありましたので、この判決を踏まえた主張を展開しているところです。

この間、補助参加人が増え、会派による個別の支出について、議論が進んでいるところもあります。

今後とも、タイアップの皆さんのご支援をよろしくお願いいたします。

安部孝元議長に関する住民訴訟について

仙台市民オンブズマン
弁　護　士　石　上　雄　介

前号の会報でご報告しましたとおり、安部孝元宮城県議会議長が､平成２１年４月以降、事実婚の関係にあった安部まなみ氏の共有物件を仙台事務所として借り上げ、事務所賃料等に政務活動費から約５４５万円を充当してきた問題について、平成２８年４月２５日に住民訴訟を提起し、現在仙台地方裁判所第１民事部において審理が進められています。

安部元議長は、提訴後の５月２０日に平成２２年４月以降の事務所賃料等に充当した政務活動費を返還してしまいましたので、現在審理の中で主な問題となっているのは、①平成２１年４月から平成２２年４月までの事務所賃料等について、（ア）違法な支出であったのか、（イ）消滅時効にかかっているのかという点、②平成２２年４月以降の事務所賃料等について、（ア）返還はそもそも有効か、（イ）利息まで返還すべきではないかという点です。

また、今回の訴訟では、政務活動費に関する住民訴訟において、議員に対して政務活動費の返還を求めるべき立場にある県が、議員の代弁者のように立ち振る舞うのは、住民訴訟の制度趣旨に照らしておかしいという問題も提起しています。この問題は直接訴訟で結論が出る問題ではありませんが、県民の目線からすれば大事な問題であると思いますので、折に触れてアピールしていきたいと思います。

宮城県議会議員ニュージーランド海外視察のご報告

仙台市民オンブズマン
弁　護　士　**宮　腰　英　洋**

宮城県議会所属の議員４名による平成２６年ニュージーランド海外視察に係る視察費用相当額合計３６０万円の返還を求める住民訴訟について、この間派遣議員ら全４名の証人尋問が行われ、審理が終結いたしました。

証人尋問期日にはオンブズマンタイアップグループの皆様はじめ多くの方に傍聴をいただきました。この場をお借りして深くお礼を申し上げます。

派遣議員の口から視察の実態等がどのように語られるのか注目されましたが、証言の内容は、派遣議員らが特段の問題意識を持たず漫然といわゆる観光地を遊山しただけと評価すべきもので、派遣の実がなく宮城県政にとって有益な情報がもたらされなかったことが浮き彫りになったものと考えられます。

私たちは、証言の内容を踏まえ、合計６３頁にわたる最終準備書面を提出しました。書面全文はオンブズマンホームページの１０月２６日付けブログ記事に掲載されておりますので、ご覧いただければ幸いです。

判決期日は平成29年2月1日（水）13時10分～と予定されました。裁判所が今回の派遣についてどのような判断を下すのか大いに注目されるところです。ご興味がある方は、是非、傍聴にお越しいただければと思います。

ベトナム海外視察裁判報告（菊地議員）

仙台市民オンブズマン事務局長
弁　護　士　**畠　山　裕　太**

議会派遣のベトナム海外視察に政務活動費を使って同行した菊地恵一議員の政務活動費の返還を求める訴訟について、平成２８年１１月７日、中山前議長と菊地恵一議員を尋問しました。

菊地恵一議員は同行視察をした張本人として、中山前議長は、当時幹事長として政務活動費の支出をチェックする立場として、それぞれ事情を聞くため尋問をしました。

収穫だったのは、海外視察に関して、会派はノータッチであること、海外視察をした結果については、会派内でも成果を共有することは全く無いことが明らかになったことでした。少なくとも議員が企画して行く海外視察と政務活動費で行く視察は、「報告書を書くか書かないか」だけの違いしかありません。海外視察は、議会派遣でも政務活動費でも「どっちでもいらない」ものですが、少なくとも「どっちかはいらない」ことがよりはっきりしました。

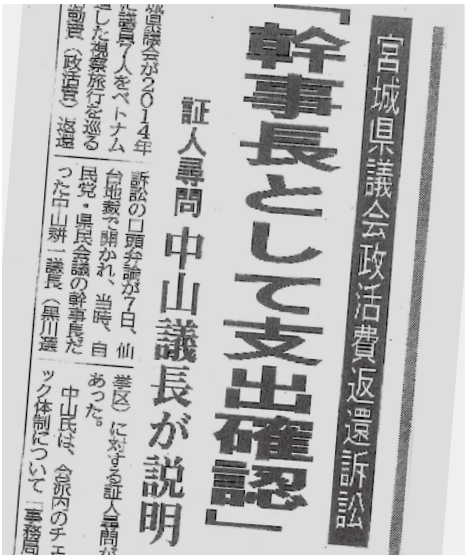
宮城県議会政活費返還訴訟

「幹事長として支出確認」

証人尋問 中山議長が説明

議会が2014年
議員7人をベトナム
した視察旅行を巡る
尋問（政活費）返還
訴訟の口頭弁論が7日、仙
台地裁で開かれ、当時、自
民党・県民会議の幹事長だ
った中山耕一議長（黒川選
挙区）に対する証人尋問が
あった。
中山氏は、会派内のチェ
ック体制について「事務局

なお、同行視察当時幹事長だった中山耕一議員に対して会派内での政務活動費支出のルールについて尋ねたところ、「分からない。あったような気もするし、なかったような気もする」という回答でした。幹事長が会派の内部のルールを知らないって、どんな会派だ、と唖然としました。

第19回 全国市民オンブズマン香川大会報告

仙台市民オンブズマン
弁 護 士　十 河　　弘

本年９月２４日～２５日、「サンポートホール高松」において、上記全国大会（副題「ふうがわるいで、政務活動費！」）が開催され、私と畠山事務局長が参加しました。特に富山市議会の政務活動費不正事件が大きな話題になっていたことから、テレビカメラがずらりと並ぶマスコミ注目の大会でした。

初日は、都道府県、政令市、中核市を対象にした政務活動費アンケートの結果が報告され、まだまだ領収書等のネット公開が進んでいない実情等が明らかになりました。また、代表幹事らが演じた創作寸劇が秀逸！。悪徳議員がキャバクラの領収書に「会議費」として使うなど、数々のウラ技を駆使しましたが、それが情報公開によってバレるのでした。「これでわかる　国の情報公開審査会の活用法」と題した森田明弁護士（元、国の情報公開審査会委員）の講演もわかりやすく、好評でした。当オンブズマンからは畠山事務局長が、宮城県議会のニュージーランド･ベトナム「視察」の不当さをしっかり報告しました。

二日目は５つの分科会があり、私は情報公開審査会分科会に参加し、森田弁護士の追加講演を聴き勉強になりました。畠山事務局長は、今年初めて設けられた町内会分科会に参加しました。

来年の大会は９月２日～３日に和歌山で開催される予定です。皆さまぜひご予定ください。

北海道･東北市民オンブズマンネットワーク 宇 都 宮 例 会

北海道・東北市民オンブズマンネットワーク事務局長
弁 護 士　前 田 大 輔

１２月３日（土）～４日（日）宇都宮にて、北海道・東北オンブズマンネットワーク宇都宮例会が開催されました。

１日目は、「公共交通のありかたを考える～ＬＲＴは市民の足になるか？」と題するシンポジウムが行われました。宇都宮市が進める次世代型路面電車システム（ＬＲＴ）をテーマとして、公共交通のあり方について議論を試みようというものです。同シンポジウムでは、当オンブズマンの原田代表が地下鉄東西線について報告いたしました。

同シンポジウムでは、吉田宇都宮市副市長が参加し、ＬＲＴの有益性について説明すると共に、パネルディスカッションでの議論を行いました。吉田副市長の説明に対しては、参加者からヤジや怒声が飛び交い、地元紙が「シンポ騒然」と表現するような異様な盛り上がりを見せておりました。パネルディスカッションには、当オンブズマンから小野寺信一弁護士が参加しました。同弁護士は、前述のような騒然とした雰囲気の中、極めて冷静に、公共交通事業について「作った者と尻ぬぐいする者が違う」という根本的な問題点を鋭く指摘してみせました。

吉田副市長というライバル？の登場もあり、１日目のシンポジウムは大盛況のうちに終了いたしました。

２日目は、各地のオンブズマンから活動報告がなされました。

次回例会は、来年６月にここ仙台で予定されております。詳細は追ってご案内いたしますので、皆様是非とも奮ってご参加ください！

「仙台市民オンブズマン」の活動

2016.6.17 ～ 2015.12.15

2016.
6.　17　政務調査費（市 H23.4 ～ 8）公判
〃　**オンブズマン６月例会**
20　県議会海外視察（ベトナム）進行協議
22　政務調査費（市 H20 年度）高裁判決
25 ～ 26　北・東ネット札幌例会
27　政務調査費（市）打ち合せ
〃　海外視察（ニュージーランド）打ち合せ
29　中山問題打ち合せ
7.　1　中山問題現地調査
5　政務調査費（市 H23.9 ～ 24.3）証人尋問
〃　タイアップ役員会
6　海外視察（ニュージーランド）公判
〃　海外視察（ニュージーランド）打ち合せ
8　中山問題検討会議
13　地下鉄東西線公開質問書提出
14　政務調査費（市）打ち合せ
19　タイアップ会計監査
20　政務調査費（H23.9 ～ 24.3）証人尋問
22　オンブズマン総会、懇親会

25　政務調査費（H24 年度）公判
27　海外視察（ニュージーランド）証人尋問
29　県議会情報公開審査会意見陳述
8.　**1　中山問題（K ＆ K コンサル関係）住民監査請求**
5　タイアップ 花火を観る会（山田事務所）
22　オンブズマン８月例会
23　政務調査費（市）打ち合せ
29　タイアップ役員会
30　中山問題（K＆Kコンサル）意見陳述
9.　**1　中山問題（パソコン購入問題）公開質問状提出**
7　政務調査費（市 H24 年度）公判
12　地下鉄東西線公開質問書提出（第２回）
13　オンブズマン９月例会
20　県議会政活費（自民）開示
24 ～ 25　第 19 回全国市民オンブズマン香川大会

10.　**4　タイアップ例会**
5　中山問題（K＆Kコンサル）監査結果検討会
12　中山問題（パソコン購入）監査請求
19　政務調査費（市 H24 年度）公判
26　海外視察（ニュージーランド）公判
27　オンブズマン 10 月例会

31　タイアップ支援企画実行委員会
11.　2　中山問題（パソコン購入）意見陳述
7　海外視察（ベトナム）証人尋問
〃　政務調査費（市 H23.4 ～ 8）公判
10　オンブズマン支援企画 vol.18
14　政務調査費（市）打ち合せ
15　中山問題（マッサージチェア・人件費）打ち合せ
〃　**オンブズマン１１月例会**
21　中山問題（マッサージチェア・人件費）公開質問状提出
2　会報「オンブズマン」Ｎｏ４５編集会議
12.　**3 ～ 4 北・東ネット宇都宮例会**
5　県議会情報公開打ち合せ
6　タイアップ例会

7　会報「オンブズマン」Ｎｏ４５編集会議
14　政務調査費（市 H24 年度）公判
15　会報「オンブズマン」Ｎｏ４５発行

回文コーナー　回文士　法曹爽歩（ほうそうそうほ）　★★★★★

そろそろ熱燗がうまい季節となりました。先日、ひさしぶりで秋田市に泊まり、秋田の国分町ともいうべき川反（かわばた）地区で日本酒を堪能しました。そこで、秋田と酒文化にちなんだ回文短歌を３首ほど。そういえば、庫山元事務局長も秋田出身の酒飲みだったな。

○ 寒風よ 今朝も痴れたる 秋田人士 惰気ある誰しも 酒酔う文化 ○
（かんぷうよ　けさもしれたる　あきたじん　だきあるたれしも　さけよういぶんか）

○ 寒秋田 気だて好いママ 川反は 我儘言いて 抱きたき行火 ○
（かんあきた　きだていいまま　かわばたは　わがままいいて　だきたきあんか）

○ 買う方は 束ねたお札 また高値か 只真青だね　鰰 買うか？ ○
（かうかたは　たばねたおさつ　またたかねか　ただまっさおだね　はたはたかうか）

仙台市民オンブズマン支援企画 vol.18

音楽と落語を愛でる霜見月

11.10 Thu [木]
仙台市戦災復興記念館
記念ホール

ビッグバンド
仙台弁護士会 スウィングローヤーズ

歌とピアノ
幹 miki

落　語
六華亭遊花

2016.11.10 支援企画 18
音楽と落語を愛でる霜見月
アンケート結果

1　今日のステージはいかがでしたか？

1．とてもよかった	２４人
2．よかった	１０人
3．普通	１人
4．もの足りなかった	
5．その他	

2　次回以降どんな内容の企画を希望されますか？

ジャズ	１１人
シャンソン	４人
ヴァイオリン	５人
ピアノ	４人
ギター	４人
邦　楽	５人
声　楽	２人
ゴスペル	１０人
民族音楽	３人
落　語	１２人
漫　才	５人
手　品	５人
太　鼓	２人
演　劇	１人
大道芸	１人
紙　剪	１人

お勧めの演奏家・団体

1　おしどり
2　今野家なにも・かにも
3　六華亭遊花
4　スイングローヤーズ
5　幹miki
6　タタルヘンリ・木下順子
7　谷口　界（アクロバットパフォーマー）
8　STOMP（ストリートパフォーマンス）

タイアップ会長あいさつ

仙台市民オンブズマン･タイアップグループ会長

山　田　忠　行

今年の県政のトップニュースは、一年もの間に二代続けて県議会議長が自らの政務活動費不正支出でやめたということだろう。オンブズマンが不正を暴き、手を緩めずきびしい追及をし続けたこと、県民の怒りも頂点を越えたことはいうまでもない。それにしても、議長の重責を担うものが自らの政務活動費すら管理できないようでは、県民の負託を受け、信頼される仕事が果たしてできるのであろうか。それにしても二代つづけてとは･･･。

タイアップグループの会員を増やそうと、今年リーフレットをリニューアルしました。オンブズマンの活躍が報道もされている今こそ絶好の機会、ご家族やご友人に、ぜひともご入会をおすすめください。

仙台弁護士会スィングローヤーズ、幹さん、六華亭遊花さんの3組による豪華な支援企画のステージ。いつものことながら吉田旺弘さんの司会は幕間を絶妙に繋いでくれましたし、初出演のスィングローヤーズの面々はやや緊張気味だったものの軽快なリズムは客席も一体になっていました。幹さんの澄んだ声はCMにも起用されているそうで、用意した販売用CDがなくなり急きょ追加したしたくらい、参加者を魅了していました。いつもながら絶好のつかみで観客を引きつける六華亭遊花さん。今回は忘年会シーズンをネタにして、ホールの外まで笑い声が漏れるくらいのステージでした。今回もお越し頂いた皆さんにも出演者にも満足をしてもらい、主催者としてこの場を借りて御礼申し上げます。今年はオンブズマンに昨年より25%アップ25万円の支援金を渡すことができました。

来る年もお健やかに迎えられ、新年会を兼ねた2月のタイアップ例会にぜひ参加いただきますよう、お待ち申し上げます。

2017年

【2月例会&新年会のご案内】

タイアップグループ新年会は、来年2月例会を新年会も兼ねておこないます。

つきましては、2月7日の例会を盛大に開催したいと思いますので、ぜひ多くの会員の皆さまにご参加いただきますようご案内申し上げます。

2017年2月7日（火）18:30～
朝市ビル4階　宮城地域自治研究所
※お飲み物・お料理差入れ大歓迎です!!

会員のご紹介と会費納入のお願い

■今期の会費が未納の方、お手数でも払い込み下さい。（振込用紙同封しました）。会員拡大はタイアップ活動のエネルギーの源です。会員・賛助会員それぞれ紹介チラシもありますのでご請求下さい。

会費納入先
七十七銀行本店（普通）　6530010
郵便局振込　02290－6－8050
仙台市民オンブズマン･タイアップグループ

仙台市民オンブズマン　タイアップグループ会則

（1）加入資格：仙台市民オンブズマンの活動の趣旨に賛同し、支援する意志のある個人。
（2）会　　費：年10,000円・賛助会員年3,000円
但し、協賛金については、自由に受け付け、緊急時の支援費用に充当する。
（3）活動内容：年２回の会報の発行。臨時の会報は必要に応じて随時発行する。
市民の為の公開講座などを開催する。
その他の事業の企画、実施。
（4）総　　会：年１回とし、オンブズマンの総会に準じて開催する。
（5）役　　員：会　長　　１名、　副会長　　若干名
会　計　　１名、　会計監事　　２名
（6）役員会：必要に応じて開催する。
（7）事務局：事務局の所在地は当面、青葉区中央4-3-28 朝市ビル4階とする。
（8）会計について：年会費からの支援金および協賛金からの特別拠出金については、役員会において決定の上、支出する。以上の拠出金、特別拠出金の会計処理内容については、総会の際にオンブズマン事務局より報告を受けるものとする。